

○室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、室戸市補助金交付規則（平成13年規則第15号。第8条及び第10条第1項第1号において「規則」という。）に定めるもののほか、室戸市移住促進引越し費用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、移住者の経済的負担を軽減するとともに、移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的として、移住者が本市への移住のために要する引越し費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住者 市外から本市へ転入し、本市の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して過去2年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことがない者

(2) 定住 転入後、市内に5年以上生活の本拠地を置く意思を持って居住すること。

(3) 引越し費用 本市への移住のために要する荷物等の運搬費用で、引越し事業者等（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の許可を受けた事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出を行った事業者をいう。）へ支払うもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 移住者であること。

(2) 本市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住ではないこと。

(3) 市内に定住する意思があること。

(4) 入居者のいずれもが市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）及び県税の滞納がないこと。（18歳未満を除く。）

(5) 日本国籍を有していない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。

(6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護受給世帯のうち、移送費その他引越し費用等に係る公的扶助を受けている世帯の世帯員でないこと。

(7) 世帯全員が、この要綱に基づく補助金又は高知県内の他の市町村で実施される同様の補助金の交付を過去に受けていないこと。

(8) 室戸市地方創生移住支援金交付要綱（令和元年告示第121号）に基づく地方創生移住支援金交付対象者として交付決定を受けていないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（別表において「補助対象経費」という。）、補助金額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、本市に転入した日（本市の住民基本台帳において、住民となった日をいう。）から起算して60日を経過した日までに、室戸市移住促進引越し費用補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 入居者全員の市税及び県税の滞納のないことを証する書類（18歳未満を除く。）

(3) 引越し費用に係る手当等支給状況証明書（別記様式第3号）

(4) 引越し費用がわかる領収書等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、室戸市移住促進引越し費用補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請した者（次条及び第12条第1項において「申請者」という。）に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）の実績報告書については、規則第9条ただし書の規定により、第6条の交付申請書兼実績報告書をもって提出されたものとみなす。

(補助金の額の確定及び請求)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、交付すべき補助金の額を確定し、室戸市移住促進引越し費用補助金交付指令書（別記様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた補助事業者は、室戸市移住促進引越し費用補助金交付請求書（別記様式第6号）により補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、当該受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、室戸市移住促進引越し費用補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項及び次条第2項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、室戸市移住促進引越し費用補助金返還命令書（別記様式第8号）により期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 市長は、申請者が室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関

する規則（平成25年規則第31号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（次項において「排除措置対象者」という。）に該当すると認めるときは、補助金の交付を行わないものとする。

2 市長は、補助事業者が排除措置対象者に該当すると認めたときは、当該排除措置対象者に係る補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（情報公開）

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、室戸市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第8条に規定する不開示情報以外の情報は、原則として開示するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年告示第23号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金額	補助限度額
引越し費用	補助対象経費から、勤務先等から支給される引越し費用に係る手当等を差し引いた額の2分の1に相当する額（算出された額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	50,000円

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所
フリガナ
氏名

電話番号（ ） -

室戸市移住促進引越し費用補助金交付申請書兼実績報告書

室戸市移住促進引越し費用補助金を受けたいので、室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、室戸市長が補助金交付審査のため、住民基本台帳等について確認することに同意します。

補助年度	年度			
補助金交付申請額	①引越し費用に係る領収書等の額 _____円 ②勤務先等から支給される引越し費用に係る手当等の額 _____円 ③補助金交付申請額 金 _____円			
転入前の住所				
転入日	年 月 日			
同居する人	氏名	続柄	氏名	続柄
高知県内他市町村における同様補助金の受給の有無	<input type="checkbox"/> あり（ _____年度 _____市・町・村） <input type="checkbox"/> なし			
添付書類	(1) 誓約書(別記様式第2号) (2) 入居者全員の市税及び県税の滞納のないことを証する書類(18歳未満を除く。) (3) 引越し費用に係る手当等支給状況証明書(別記様式第3号) (4) 引越し費用がわかる領収書等の写し (5) その他市長が必要と認める書類			

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所

フリガナ
氏名

電話番号（ ） ー

誓 約 書

私は、 年度室戸市移住促進引越し費用補助金の申請にあたり、室戸市内に定住するとともに、下記事項を誓約いたします。

記

- 1 申請の時点において、室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱第4条各号に掲げる全ての要件を満たしています。
- 2 補助金交付決定後の事情の変更により室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱第4条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、ただちに室戸市に申し出ます。
- 3 室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者ではありません。

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

室戸市長 様

(給与等の支払者) 所在地
名称
代表者氏名 ⑩
電話番号 () -

引越し費用に係る手当等支給状況証明書

次の者の引越し費用に係る手当等の支給状況について、下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	室戸市	番地
氏名		

2 引越し費用に係る手当等支給状況

- (1) 支給している ① 支給額： _____円
② 事業所間の異動（転勤）でない
- (2) 支給していない ① 事業所間の異動（転勤）でない

(注意事項)

- 引越し費用に係る手当等とは、名目にかかわらず、室戸市へ転居するにあたり、事業主が従業員に支給するすべての引越し費用に係る手当等のことです。
- 2 引越し費用に係る手当等支給状況については、(1)(2)のいずれかに☑をしてください。
(1)の場合は、①に支給額を記入してください。
また、室戸市への異動が事業所間の異動（転勤）でない場合は、(1)の②、(2)の①のいずれかの欄に☑してください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 引越し費用に係る手当等の支給の有無にかかわらずこの証明書を提出してください。

別記様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

室戸市長 印

室戸市移住促進引越し費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については下記のとおり交付することに決定しましたので、室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 補助金交付年度	年度
2 補助金交付決定額	円
3 備考	

附 帯 事 項

- 1 室戸市補助金交付規則に基づき市が補助事業の遂行状況の調査を行い、補助金の目的外使用及び交付決定の内容条件に適合しない場合は、補助金の指令を取り消し、返還を命じるものとする。
- 2 室戸市補助金交付規則に基づき補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類（給与明細・引越し費用に係る領収書等）を整備し、保管しなければならない。
- 3 室戸市補助金交付規則に基づき補助事業者は、室戸市監査委員が必要と認めるときは、その監査を受けなければならない。
- 4 室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者と認めた場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

別記様式第5号（第9条関係）

室戸市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

室戸市移住促進引越し費用補助金交付指令書

年 月 日付で申請のあった補助事業に対し、次の条件を付して補助金として 円を交付します。

年 月 日

室戸市長 印

- 1 この補助金は、室戸市補助金交付規則及び室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱に従ったものである。
- 2 室戸市長が必要を認めるときは、関係書類等を検査及び補助事業の執行状況について実地検査を行うことができる。
- 3 室戸市監査委員が必要を認めるときは、いつでもその監査を受けなければならない。
- 4 室戸市補助金交付規則及び室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付の決定を取消し、補助金の返還を命じるものとする。
- 5 室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者と認めた場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所
フリガナ
氏名
電話番号（ ） ー

室戸市移住促進引越し費用補助金交付請求書

下記のとおり補助金を交付されるよう、室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱第9条第2項の規定により請求します。

1 補助事業の名称	室戸市移住促進引越し費用補助金		
2 交付請求額	円		
3 交付指令番号	室戸市指令	第	号
4 交付指令日	年	月	日
5 交付種別	確定交付		
6 振込先	金融機関名	銀行・信金	本店
		労金・信組	支店
		農協・信漁連	支所
	種別	普通・当座	
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ)	

別記様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

室戸市長 印

室戸市移住促進引越し費用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知した補助金については、室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱第 条第 項第 号の規定により、下記のとおり補助金の交付の決定を取り消したので通知します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 交付決定済額 | 金 | 円 |
| 2 取消額 | 金 | 円 |
| 3 取消理由 | | |

別記様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

室戸市長 印

室戸市移住促進引越し費用補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した補助金について、室戸市移住促進引越し費用補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり返還を命じます。なお、期日までに納付されないときは、年 %の延滞金を納付しなければなりません。

記

1 補助金返還額 金 円

(金額算定表)

交付決定済額	円
既 交 付 額	円
返 還 金 額	円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法 添付の納入通知書による。

別記様式第1号 (第6条関係)

別記様式第2号 (第6条関係)

別記様式第3号 (第6条関係)

別記様式第4号 (第7条関係)

別記様式第5号 (第9条関係)

別記様式第6号 (第9条関係)

別記様式第7号 (第10条関係)

別記様式第8号 (第11条関係)